

盛岡広域振興局長告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和3年1月8日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372100545	社会福祉法人麗沢会	れいたく苑ショートステイ	滝沢市高屋敷15番地	令和3年1月31日